

情報報告に関する規則

(平成 30 年 8 月 1 日制定)

(目的)

第 1 条 この規則は、銀行法第 52 条の 61 の 24 第 1 項の規定に基づき、一般社団法人電子決済等代行業者協会(以下「本協会」という。)の会員が、電子決済等代行業者が行った利用者の保護に欠ける行為に関する情報その他利用者の利益を保護するために必要な情報等を取得した場合における当該情報等の本協会への報告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則で「情報等」とは、銀行法施行規則 34 条の 64 の 25 の規定に掲げるものをいう。

(情報等の報告)

第 3 条 会員は、情報等を取得したときは、文書又は電子メールにより本協会に報告するものとする。

(情報等の提供)

第 4 条 本協会は、その保有する情報等について、会員から提供の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き当該情報等を提供しなければならない。

(情報等の利用)

第 5 条 本協会の役員及び職員は、その保有する情報等を定款第 4 条に規定する事業の用に供する目的以外に利用してはならない。

附 則

この規則は、理事会の決議の日(平成 30 年 8 月 1 日)から施行する。